

■墓地のご利用について

1 使用者資格

- ・ 住所地の市町村税等に滞納がない方。
- ・ 納付期限内に墓地使用料及び管理料を納入できる方。
- ・ 公営墓地の許可を受けていない方。

2 使用許可申請

- ・ 墓地の使用を申請する方は、公営墓地使用許可申請書に住民票の写し又は戸籍抄本及び滞納のない証明書（納税証明書等）を添えて申請してください。

3 使用許可証

- ・ 墓地の使用が許可された方には、使用許可証を交付します。
- ・ 使用許可証は、墓地の使用権（墓地を使用することができる権利）を証明するもので、使用に係る手続きをする際に必要になりますので、大切に保管してください。
- ・ 墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ・ 使用許可証を紛失、又は汚損したときは、再交付を受けてください。

4 永代使用料

- ・ 永代使用料とは、使用許可された墓地区画を独占的に使用するため、負担していただく料金です。
- ・ 永代使用料は、使用許可の際に納入してください。
- ・ 納入された永代使用料は、原則として返還しません。ただし、使用許可を受けてから3年以内に墓地を使用しなくなった時は、当該永代使用料の半額を返還します。

5 管理手数料

- ・ 管理手数料は、園路・緑地等霊園の共用部分の管理に必要な経費として負担していただく料金です。
- ・ 使用許可を受けた墓地内は、使用者が清掃及び除草等を行い、墓地の美観を保持するよう努めてください。
- ・ 管理手数料は、市から送付される納入通知書により納期限（毎年7月末日）までに、金融機関等に納入してください。また、口座振替により納入することもできます。（要手続き）

6 墓碑等の設置工事

- ・ 墓地内に墓碑等の設備（樹木の植栽を含む。）を設置するときは、区画の種別により基準がありますので、工事前に墓地内工事施工届を必ず提出し、管理者の了解を得てから着工してください。
- ・ 墓碑等の工事において、規則に定める基準に違反して施工したときは、改修していただきます。

7 住所等の変更

- ・使用者は、本籍・住所・氏名その他使用許可証の記載事項に異動が生じたときは、速やかに墓地使用者異動届を提出してください。

8 使用権の承継

- ・墓地の使用権は、使用者が死亡した場合等に限り、祖先の祭祀を主宰される方が承継することができますので、墓地使用承継願を提出してください。
- ・墓地の使用権を承継する方がいないときは、使用許可を取り消されることがあります。

9 墓地の返還

- ・墓地の使用の必要がなくなったときは、現状に復し、墓地返還届に使用許可証を添えて提出してください。

10 墓地の管理及び管理手数料納付代理人

- ・使用者が市外に転出した場合等は、市内に住所を有する世帯主である方を代理人と定め、墓地の管理及び管理料納付代理人指定届を提出してください。

11 墓地使用上の注意事項

- ・墓地使用許可を受けた方は、速やかに工事の手続きをし、区画に囲障（外柵）をめぐらせて、境界をはっきりさせてください。
- ・墓地には、焼骨・遺品以外のものは埋蔵できません。
- ・墓地は常に清潔に使用し、墓碑・その他の工作物及び樹木等の転倒等により、危険又は他人に迷惑をおよぼす恐れがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしてください。
- ・墓地に献上されたお供え物（食べ物類）は、お持ち帰りください。
- ・墓地内諸設備の盗難・紛失・破損等について、事故等が生じても管理上の責任は負いません。

12 使用許可の取消

○次に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ・許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ・使用者が死亡した日から起算して、3年を経過しても承継者がいないとき。
- ・使用者が3年間、管理料を納付しないとき。
- ・使用者が住所不明となって7年を経過したとき。
- ・本市が定めた関係条例又はこれに基づく規則に違反したとき。